（独立行政法人等登記令の一部改正）

第七条　独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表地方議会議員共済会の項を削る。

（所得税法施行令の一部改正）

第八条　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則の規定に基づく一時金

第八十二条の二第一項第一号中「第五条」を「（昭和六十年法律第三十四号）第五条」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則の規定に基づく年金

（昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律施行令の一部改正）

第九条　昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第三百十七号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項第一号中「、第四条の五から第九条の二まで及び第十五条から第十五条の六まで」を「及び第四条の五から第九条の二まで」に改める。

第十四条の二を削る。

第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

第十五条の二から第十五条の六までを削る。

（恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部改正）

第十条　恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令（昭和五十五年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第六号中「。第十一章を除く。」を削る。

（保険業法施行令の一部改正）

第十一条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第五号中「一の地方議会議員共済会（地方公務員等共済組合法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会をいう。）の会員（会員であった者を含む。）が構成する団体（同一の地方公共団体の議会に属する会員が構成するものに限る。）」を「一の地方公共団体の議会の議員（当該地方公共団体の議会の議員であった者を含む。）が構成する団体」に改める。

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部改正）

第十二条　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

第五十一号を次のように改める。

五十一　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部改正）

第十三条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の表国民年金法の項第二欄中「第百八条」を「第百八条第二項」に改め、同項第三欄中「地方公務員等共済組合法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会」を「健康保険組合」に改め、同項第四欄中「この条」を「この項」に改め、「地方公務員等共済組合法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会若しくは」を削り、「存続組合」の下に「若しくは健康保険組合」を加える。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令の一部改正）

第十四条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、市議会議員共済会」、「、町村議会議員共済会」及び「、都道府県議会議員共済会」を削る。

（総務省組織令の一部改正）

第十五条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第五十一条中第十号を削り、第十一号を第十号とする。

附則第十三条の次に次の一条を加える。

（自治行政局公務員部福利課の所掌事務の特例）

第十三条の二　自治行政局公務員部福利課は、第五十一条各号に掲げる事務のほか、当分の間、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会の行う業務に関する事務をつかさどる。

（平成二十三年度における地方議会議員の年金の額の改定に関する政令の廃止）

第十六条　平成二十三年度における地方議会議員の年金の額の改定に関する政令（平成十六年政令第百十五号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十三年六月一日から施行する。ただし、次条の規定は、同年九月一日から施行する。

（高額所得による旧退職年金等の支給停止における期間の区分）

第二条　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第四条第二項の規定による旧退職年金（改正法附則第二条に規定する旧退職年金をいう。以下同じ。）の支給の停止は、各年の六月（平成二十三年にあっては、九月）から翌年五月までの期間分の旧退職年金について行う。ただし、平成二十三年一月一日から同年五月三十一日までの間に旧退職年金を受けるべき事由が生じた場合における同年九月から平成二十四年五月までの期間分については、この限りでない。

2　改正法附則第十二条第二項の規定によりその例によることとされる改正法附則第四条第二項の規定による特例退職年金（改正法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金をいう。以下同じ。）の支給の停止は、各年の六月から翌年五月までの期間分の特例退職年金について行う。ただし、特例退職年金を受けるべき事由が生じた月の翌月から当該事由が生じた月の属する年の翌年五月までの期間分については、この限りでない。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（以下この条において「旧令」という。）第七十一条の二から第七十二条まで及び附則第三十九条の規定は、改正法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十七条の二、第百七十条の二及び附則第三十六条の規定を適用する場合について、なおその効力を有する。

2　前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧令の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。